

## 第96回産業統計部会議事録

1 日 時 令和2年1月8日（水）13:55～15:40

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【審議協力者】

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行、東京都、愛知県

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：要藤室長ほか

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：上田参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 建築着工統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、第96回産業統計部会を始めさせていただきたいと思います。

お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は部会長を務めさせていただきます日本大学の川崎と申します。よろしくお願いたします。

今日は、12月20日に開催されました第144回統計委員会におきまして諮問がありました建築着工統計調査の変更についての審議を行います。会議の出席者、構成員につきましては、参考1として名簿がありますので、御参照いただきたいと思います。委員としては、岩下委員と、宇南山臨時委員に御参加いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、まず今日の配布資料について、事務局から御説明をお願いします。

○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1として、統計委員会諮問時の資料、資料2として、本件についての審査状況をまとめた審査メモ、資料3が、審査メモの中で示した論点に対する調査実施者である国土交通省の回答となっております。

また、参考資料として、参考1が構成員名簿、参考2がスケジュールとなっております。

なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、さらに昨年12月20日の統計委員会において諮問した際に委員から発言のあった意見の要旨1枚をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局に申し出てください。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、3点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目は、審議の進め方についてです。この審議は、これまでの部会審議と同様に、資料2の審査メモに沿って、事務局の方から審査状況を説明していただいて、その後、各論点に対する調査実施者からの回答をいただき、それを踏まえて審議をするということで進めていきたいと思います。

それから2点目は、審議スケジュールについてですが、これは参考2の方でお示ししています。今回の審議は、変更点はいろいろたくさんありますけれども、この内容の多くは既に統計委員会での審議を経ておりますので、新たに審議すべき内容はかなり限られているのではないかと考えております。その意味では、本日、できることであれば答申案まで審議を行うことができたらと考えておりまして、文面を全部詰めるのは難しいかもしれませんので、本日の審議結果を踏まえて、最終的には書面審議という形で進めていけたらと考えております。ただ、今日だけで審議が終了しないこともあり得ますので、その場合には、恐縮ですが、2回目の部会を開催させていただくことになるかと思っておりますので、そのあたりは審議の進捗を見て判断していくことにしたいと思います。

それから3点目ですけれども、今日の審議時間は16時までを予定しておりますが、若干過ぎる可能性もあるかと思っております。その場合には、御予定のある方は御退席いただいても結構です。できるだけ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。

まず、諮問の概要についてですが、こちらについては、既に統計委員会の場で事前に説明していただいておりますので、この場での説明は省略させていただきたいと思います。

ただ、12月20日の統計委員会に諮問が行われた際に委員から御発言がありましたので、これについて事務局の方から紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 野呂委員から、基幹統計と調査の関係について確認する質問がありまして、私の方から、基幹統計を作るための調査が基幹統計調査であるという回答をさせていただいているところです。

また、委員長から、今回の変更は、主に補正調査の見直しについて、これまでの委員会の審議を踏まえ、調査計画に盛り込んだものとのことなので、これまでの統計委員会の審議内容が調査計画に適切に反映され、補正調査の改善に資するものとなっているか、部会で確認をお願いしますといった発言がございました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。このような御意見につきましては、これから進める審議の中で併せて確認したいと考えております。この段階で、もし特段御意見がありましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほどの基幹統計と基幹統計調査の関係につきましては、たしか私の記憶では、調査の名称といっても、建築着工統計調査自体というよりも、そのうちの補正調査の名称のところ

「統計」という言葉を入れた方がいいのかどうかという御質問だったと思うので、特に審議するまでのこともないのかなとは思いますが、そのような御発言があったことだけは一応留意しておこうかと思えます。

それでは本題に入らせていただきたいと思います。個別事項の審議になりますが、最初に、補正調査を巡るこれまでの検討状況についてということで、資料2の審査メモの最初のページを御覧いただきたいと思います。

今回の審議対象となりました建築着工統計調査につきましては、補正調査の改善を中心に既に統計委員会の方で審議が行われているということです。今回の変更内容の大半は、その審議結果を踏まえたものですので、まずは、これまでの統計委員会等における審議状況について、委員の皆様との認識の共有を図りたいと思えます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** それでは、資料2、1ページ目を御覧ください。枠囲みの表1に、補正調査に係る検討状況についてまとめてございます。

最初の○ですけれども、平成26年3月からの第Ⅱ期基本計画において、統計法が全面改正された平成19年に発足した現在の統計委員会に一度も諮問されていない基幹統計についての確認を行っていくこととされました。建築着工統計もこれに該当することから、平成28年度に審議を行いました。

次に、2つ目の○ですが、平成28年12月の経済財政諮問会議において、統計改革の基本方針が出されましたが、GDP統計の推計に用いられる基礎統計の精度向上を図る取組の一つとして、本調査の工事費予定額と完成工事費との乖離を調査する補正調査の精度向上について、統計委員会における審議を踏まえて実施する旨が指摘されました。

3つ目の○ですけれども、平成28年度に統計委員会で審議され、課題解決に向けた今後の取組の方向性の取りまとめが行われ、平成30年3月に閣議決定された第Ⅲ期基本計画に、統計委員会の取りまとめ結果を踏まえて、補正調査の見直しや精度向上について、指摘をされています。

最後の○ですけれども、平成29年度に統計委員会が実施した精度検査において、本調査の補正調査に関する標本設計の検査結果を踏まえて、今後の課題解決に向けた取組の方向性が示されたところです。

簡単ですけれども、本調査に関する統計委員会の検討状況については以上になります。

**○川崎部会長** それでは、以上が概略、これまでの背景になります。これについて、不明な点などがもしありましたら、この段階で御確認いただければと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、審議を進めながら、必要に応じて、この当たりの論点を確認するなり、あるいは疑問な点はまた確認していくことにさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、次の項目に進ませていただきます。これは、2ページ目の「2 今回申請された変更について」というところで、そこから3ページ目の「(1) 補正調査について」の「ア 調査の名称の変更」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** それでは、資料2の審査メモ2ページ

目を御覧ください。今回の変更について、概要をお示ししておりますが、これまでの統計委員会の審議を踏まえて、令和3年1月分以降から調査計画を変更することを計画しております。

2ページ目の枠囲いの中の1を御覧になっていただきたいと存じますが、ここにありますとおり、まず補正調査については、調査の名称の変更、標本の抽出方法の見直し、調査方法の変更、調査事項・集計事項の一部変更、それから公表時期の変更を計画しています。この他、その下の2及び3として、建築着工統計調査の本体調査の集計事項の一部変更や、調査計画の変更が統計法改正後に行われていませんでしたので、他の調査の調査計画と記載ぶりを合わせる変更を計画しています。

続きまして、次のページを御覧になっていただきたいと存じます。論点に入らせていただきます。ここからは個別に対する審査状況です。

まず、調査の名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更することについてです。「補正調査」という名称は、本調査の付帯的な調査であるとの印象を報告者に与えるため、調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表した名称に変更するよう、指摘がなされています。これに対して、今回、「建築工事費調査」に変更する計画です。これについては、事務局としては適当と考えていますが、調査で把握する内容を的確に表現できているかを確認することを論点としてございます。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、国土交通省から御説明をお願いしたいと思います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 では、回答の方を御説明させていただきます。資料3の1枚目をおめぐりいただければと思います。その2ページ目に、当省の考え方について御説明しております。

建築着工統計調査は、先ほど御説明いただきましたように、建築基準法に基づく届出を基に調査するもので、建築物着工統計調査、住宅着工統計調査及び補正調査という3つの調査で構成しているものでございます。今回、主に変更いたしますのは、補正調査になります。4のところでございますけれども、この補正調査といいますのは、建築物着工統計調査で報告される建築物の着工時の工事費予定額と竣工までに実際にかかった費用との乖離を示す補正率を算出することを目的とした調査でございまして、「補正調査」という名前はそちらの方から由来しているというものでございます。

3ページ目を御覧ください。こちらは、真ん中にございますように、この名称につきましては、平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書の中で、下線を引いておりますけれども、名称については、建築物着工統計調査の付帯的な印象を与える名称から、本調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表したものにしよう、見直しを検討することが必要であるという御指摘をいただいております。

この指摘を踏まえて、下の6のところでございますけれども、国土交通省の中において、建築工事に係る一般統計調査の名称や業界紙で用いられている文言等を参考にしながら、また、学識経験者の方に意見を聞くなどして、名称を「建築工事費調査」とすることといたし

ました。

この名称については、この調査自体が、着工時から変更状況を把握して、竣工時における建築物の実態を明らかにすることを目的としておりまして、特に完成後の工事費用の把握に重点を置いているものでございますので、「建築工事費調査」という名称は最も簡潔にやろうとしていることを表している調査名ではないかと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点に関しまして、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。いかがでしょうか。

特に御意見がないようですが、実はこれは、私も統計委員会でこういう発言をした記憶があるので、私もちょっと震源地の一人のような気がして、この名称の変更で私も大変よいのではないかと思います。特に、調査対象者から見ても、この調査が何を調べるものかということが分かることが大事だし、結果を公表したときに利用者も、「補正調査」と言われると、何をどう補正しているのかというのがその題名からはひらめきにくいですが、この名称だと何の統計なのかなというのが分かりやすくいいと思います。そういう意味でも、これでよろしいと思いますが、特に皆さんも異論はないようですので、ではこれにつきましてはこれで適当と整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の論点に進みたいと思います。今度は、審査メモの4ページ目の「イ 報告者の選定方法の変更」です。では、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 それでは、資料2の4ページ目を御覧ください。報告者の選定方法等の変更の審査状況について説明させていただきます。

まず、表2の2行目を御覧になっていただきたいと思います。これまでの補正調査の標本設計では、左の欄ですけれども、層化二段抽出をしており、まず市区を選定します。ただ、この市区は、ローテーションをされずにずっと固定されていたという現状がございました。次に、その地域の建物について、さらに都道府県、木造・非木造の構造別に抽出率を定めて、都道府県の職員が建築物着工統計調査の調査票から等間隔で抽出しています。

今度は、3行目の右の欄を御覧ください。これまでの標本設計から、木造・非木造別の工事費予定額階級別に層化して抽出することに変更する計画です。工事費予定額では、20億円以上は全数とし、20億円未満は、分散を計算して各4層のネイマン配分をして、建築物着工統計調査の対象全体の中から、国土交通省で標本の抽出を行うこととしています。

調査対象数については、調査方法の変更と関係して、後ほど御説明をさせていただきますが、調査方法をこれまでの都道府県職員が確認する方法から民間事業者による郵送・オンライン報告に変更することにより回収率が下がることを考慮して、一番上の欄でございますけれども、これまでの回答数を維持する観点から、約5,000から約10,000に調査対象数を変更することとしております。

それから、表の一番下を御覧ください。推計方法についてですが、これまでは、単純集計の上、工事予定額から工事実施額を推計するための補正率の推計を行っていましたが、今後は、抽出率及び回収率を加味した線形推定と比推定に変更し、工事費実施額を直接推計する

ような計画としています。

これにつきましては、統計委員会での審議の上、整理された方向性を踏まえたものとなっております。我々としては適当と考えていますが、全く異なる方法に移行することとなっておりますので、移行の方法、結果への影響について確認するため、次のページの上の段に a と b の 2 つの論点を挙げております。

事務局の説明は以上です。

**○川崎部会長** それでは、これらの論点について、国土交通省から御説明をお願いしたいと思います。

**○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 資料 3 の 4 ページ目を御覧いただければと思います。いただいた論点につきまして、まず 1 つ目の論点が、現行計画の変更によって、移行はどのようなスケジュール・方法で行われるのかということと、標本設計の変更に伴う報告者の選定方法において国土交通省と都道府県における役割分担はどう変わるのかという論点でございます。

ページをおめくりいただきまして、5 ページ目の真ん中のところでございますけれども、スケジュールにつきましては、平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に記載されておりますように、平成 33 年（2021 年）1 月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要であるという御指摘をいただいております。これを踏まえて、令和 3 年 1 月から調査を実施することで準備をすると認識しております。

下の真ん中の 4 番目でございますけれども、そのため、変更後の調査計画に基づいて令和 2 年中に改正することとしております建築動態統計調査規則、省令でございますけれども、その調査規則の施行後から新たな標本設計による抽出を開始することとしております。令和 3 年 1 月までの移行期までの期間においては、補正調査の抽出と建築工事費調査の抽出を並行して行うというやり方になってございます。

下の 5、6 のところでございますけれども、この見直しについては、既に都道府県の方に平成 30 年 2 月 27 日付けの事務連絡で周知しておりまして、その内容については各都道府県とも既に理解していると認識しております。都道府県につきましては、改正後の調査規則が施行されるまでの間は、令和 3 年 1 月以降完成予定の建築物については補正調査の対象とせず、建築工事費調査の対象として把握しておくよう、依頼しているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、6 ページでございます。これは、先ほど総務省から御説明をいただきました、その調査方法の抽出の仕方が大幅に変わりますということで、その内容の再掲でございます。

この方法については、次の 7 ページでございますけれども、今回の見直しも、統計法施行状況報告の中で指摘されている方法と全く同じ方法でやるということでございます。

またページをおめくりいただきまして、参考 3 のところで、実施体制のところの変更が絵にしておりますけれども、先ほど御説明いただきましたように、都道府県が抽出を行って、都道府県が調査という形から、国の方で抽出を行って、民間事業者を通じて調査をするという形に切り替えるということでございます。この移行までの間の調査方法につきましては、

10 のところで詳細に説明しておりますけれども、事務連絡が到達して調査規則の改正が行われて施行されるまでの間は、補正調査の抽出を行って、補正調査を実施するという形でございます。ただし、何度も申し上げますけれども、令和3年1月以降完成予定のものについては新調査の対象となりますので、それを分けておくということでございます。

下の ii の方の調査規則の改正後から令和3年1月までは、並行して調査を行うという形でございます。

このような形につきましては通知しております、ページをおめくりいただいて9ページ目でございますけれども、いろいろなケースの場合分けを図にしており、このような整理で調査が行われるような形で周知をしているところでございます。

9ページ目の真ん中、11でございますけれども、こういう周知は既に行っておりますけれども、改正調査規則の公布後改めて関係者には周知をしたいと考えているところでございます。

続いて、国と都道府県の役割分担のところでございますけれども、役割分担につきましては、これまで申し上げているような形で、県の調査から国が民間事業者を通じての調査という形に切り替わるということでございます。まず、その関係で言いますと、これまで県が抽出して、県が調査を行って、国土交通省に提出という形にしておりましたが、今後は、県の方は、国土交通省が抽出したものについて、都道府県がその報告者に係る情報として、建築工事届の写しを国土交通省に提出するという形になります。それに基づいて国土交通省が民間事業者を通じて調査を行うという形になります。

以上のように方法を変更することによって、これは報告書の中でも指摘をいただいているところでございますけれども、補正調査の結果の精度が向上するというのと、都道府県の負担軽減にもつながるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○宇南山臨時委員 全体としては、より洗練された抽出になって、望ましいことだと思うのですが、1点だけ、また最近ですと、非常に問題になっている全数調査の階層ができるということで、もし欠損が生じた場合にどのような対応をする予定なのか、教えていただければと思います。

○川崎部会長 それでは、国土交通省の方からお願いします。

○久保国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官 ありがとうございます。20億円以上の建築物については全数調査をするということにしておりますけれども、欠損が出た場合の対応として、まずは当然のことながら、当省としては、提出がなかったところには何度も督促をして、できるだけ欠損がないように提出を求めるようにしたいと思います。それでも欠損が生じてしまった場合ですけれども、それについては、今般総務省の方から提案を受けている推定方法には回収状況も加味した上で推計値を算出するようになっており、欠損が生じた場合にその建築物がゼロになるということはないように推計はされるの

で、そういう形で進めていきたいと考えております。

○宇南山臨時委員 補助情報としては、どんな情報を使う予定でしょうか。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 我々から提案させていただいている方法では、6つの層ができ、全数層が2つできます。それぞれに回収率を管理して、回収率の逆数を掛けてくださいというお願いをさせてもらっています。ですから、全数層の回収率の逆数が掛かりますので、一応それで補完ができる状態にするというのが今の説明だと承知しています。そのほかにも、補助情報として、工事実施予定額に関しては全数の情報がありますから、それを補助情報として、比推定のような形で膨らませるような方法を提案させていただいているという状況でございます。

○宇南山臨時委員 そのようなことであれば、問題ないと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

そうすると、これは一応いろいろ検討した上での標本設計ということになるのだと思いますが、今の御質問を総務省側が答えるというのは私にはやや違和感があるので、是非自らお答えになれるように、国土交通省の方も準備をしていただいて、テクニカルな詳細の部分もきちんと把握していただかないと、下手をするとブラックボックス化しやすいので、ここは御留意いただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

今の宇南山臨時委員の御発言と関係するのですが、これはネイマン配分を使っているということで、当然ながら、ある年の各層の標本分散から母分散を計算して推定しているのだと思いますが、これはいつのデータを使ったのでしょうか。どこかで実験して、この配分がベストだという数字を決めるときには、過去のデータでネイマン配分の比率を決めているはずなので、それはいつなのでしょう。直近の平成28年くらいでしょうか。何を言いたいかというと、時間が経つとこういう分散というのは変わってくるので、ネイマン配分でこれがベストだと思っていたら、徐々にずれてくることがあるので、そこを点検していく必要があるかなということなのですが、その当たり、毎年、この標本分散を計算して、このネイマン配分の比率は大丈夫かとやっていかれるのでしょうか。それとも、一旦、何年間か固定するのか、そのあたりはどのようにされるのでしょうか。

○相部国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室課長補佐 答えさせていただきます。資料3の10ページのネイマン配分の検証のときに行ったデータで、これは、実は総務省統計研修所に試算していただいたときのデータでございまして、このデータの比率を正確に何年度のもので計算したかというのは、ちょっとすみません、把握できていないというのですが、しかしながら、これはネイマン配分で抽出するのは、毎月抽出します。ですから、毎月、ネイマン配分比率はみますけれども、とりあえずは原初のこの段階の数値で一回固定して、それで何年かやってみると考えております。それに対して毎月のネイマン配分比率が出ていますので、それと常に比較したり、毎年のネイマン配分比率をとって比較したりすることができますので、2、3年は一定のものを置いておいて、後で検証することを考えております。

○川崎部会長 大丈夫なのかなと思いつつも、こういう方法を変えたときに、手法がきちんと記録されているのが非常に大事なことなのですね。去年の点検検証部会の議論でもさせていただきましたが、私がちょっとこの話をおそれるのは、検討を総務省の協力を得てやっているものですから、担当される国土交通省の方でそのノウハウがきちんと消化されずに、何年かしたときにブラックボックス化しないかというのが一番心配しているのです。ですから、今のようなお答えで、多分、定期的に検証していこうということでもいいと思うのですが、では例えば何年ぐらい経ったら、どの指標を計算して、それでこのネイマン配分の比率でよかったのか、固定でいいのか、変えたほうがいいのかとか、さらに言えば、20 億円以上の閾値についても、本当は 30 億円以上がいいのかもしれない、10 億円以上がいいのかもしれないというのもあったりするので、その辺をある程度一定の間隔で見直していった方がいいかなと思っているのですが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 その点につきましては、特に一回固定したものをずっと使い続けるといったときには、実際のデータとのばらつきがずれるということが当然生じますので、一定の期間の中で配分の比率みたいなものは見直していかなければいけないと思いますし、やり方についても、我々は総務省にいろいろお力を借りていたところではございますけれども、そこをまかせっ放しにするのではなくて、我々の方でしっかり知見を持って分析をしてやっていくような形にしたいと考えております。

○川崎部会長 分かりました。是非そういうことで、しっかりとよく内部でも理解を深めていただいて、プロセスをうまくやっていただけたらと思います。

それから、もう 1 つ関連するのですが、素人がネイマン配分と聞いたら、何かすごくありがたいもののように見えて、よく分からなくなってしまうところがあるのですが、でもこれはしょせん各層から何件抽出するかというのははっきりしているわけですよ、抽出率などは。ネイマン配分によっていますと書いたからといって、利用者からしたら、それだけでどういう抽出が行われているかというのが分かるわけではないので、例えば層別の抽出率とかが見えるように、是非情報提供をしていただきたいと思います。これは是非よろしく願います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 今回の段階でどこまで出せますというのは、まだ具体的な話は決まっていないのですが、具体的にネイマン配分がどの層にどのように割り当てられてというようなところは、なるべくホームページとか、そういうところで、利用する方がどのようなサンプルのとり方をしているのかというのが分かるような形にはしたいと考えております。

○川崎部会長 よろしく願います。

ということで、内容的には特に問題はないと受けとめました、よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては適当ということで、ただし、今のような留意点は頭に置いていただくという前提で、よろしく願います。

それでは次に進ませていただきたいと思います。次は、資料 2 の 5 ページ目の「ウ 調査方法の変更」です。よろしく願います。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 資料 2 の 5 ページ目の中ほどを御覧い

ただきたいと思います。調査方法の変更についての審査状況です。

これまで補正調査は、都道府県職員により行っておりましたが、今後は民間事業者による郵送・オンライン方式に変更する計画です。これについては、おおむね適当と考えていますが、平成 30 年度に実施した試験調査における検証結果の確認、回収率を確保する取組など、2つの論点 a、b を用意してございます。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省から御説明をお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 資料 3 の 12 ページを御覧いただければと思います。論点 a でございますけれども、平成 30 年度に実施した試験調査における実施状況は、どのような結果となり、問題点はなかったのかということで、論点をいただいております。

こちらは、平成 30 年度に試験調査という形で、補正調査を実際に新しい方法でやったときに実務上どういう影響が出るのかということを試験的に調査しております。その調査の概要につきましては、参考 1 の方に資料を付けており、報告者数は約 450 ということで、小規模な調査ではございますけれども、今回の変更計画と同じような形で、国土交通省-民間事業者-報告者という調査系統によって、平成 30 年 9 月から 10 月にかけて郵送調査で実施しております。

その調査の結果につきましては、次のページの 13 ページの参考 2 の方にいろいろ数字を記載してございますけれども、大きなポイントでいきますと、提出締切日までの回収率ですが、合計で 40.6%という少し低めの数字になっています。特に、法人と比較して、個人が建築主の場合の回収率が低いということでございます。こちらは、表の方を御覧いただいて、全体の回収率は 40.6%ですけれども、法人が 47.0%に対して個人の方が 33.2%と、少し低めになっています。

この後督促を何度か行いましたけれども、その場合でも個人の方が低めになっています。この個人の方が低めになっている理由につきましては、一つは個人のプライバシー意識の高まりという中で、なかなか自分が建てた建物の詳細について回答するというのが難しかったのかなというのが一つと、あとは、調査事項のうちの工事の完了日、工事実施床面積、工事実施額については、業者の方をお願いして建てているので、建築主の方が詳細なところまでは把握していないというところが一つあったのかなと考えております。

これを踏まえて、今回調査の設計に際しましては、報告者を建築主ではなくて、実際に必要な情報を一元的に有していると思われる工事施工者の方に調査票を送るという形にしたいと考えております。

次の、論点 b ですが、調査対象数について、最終的な回収数（約 5,000）を確保するための取組として、どのようなことを想定しているのかということでございます。

これは、試験調査の結果で 1 回目の締め切りでの回収率が 40.6%であったということを踏まえて、それに督促による回収率の向上を想定して 50%程度とした場合に、1 万を調査対象とすることが適当ではないかと考えております。

また、5,000 を確保するために、調査票については、調査事項を一部削除しまして、報告者が記入する部分が明確に分かるようにレイアウトを設計して、報告者負担を軽減するということをやっております。また、調査票の回収率向上に向けましては、郵送に加えてオンラインでの提出を可能とするという形を考えていますし、あと今回は民間事業者に委託して実施することを想定しておりますので、そういう事業者のノウハウを活用しながら、少しでも回収率が上がるような形にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ありますでしょうか。お願いします。

○宇南山臨時委員 この試験調査の結果を踏まえ、建築主から工事施工者にするということなのですが、この場合、工事施工者が複数当たるということが起こり得るのでしょうか。おそらく大規模な工事実施者であれば起こると思うのですが。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 複数の調査票が同一の工事施工者に行くことはあると思います。

○宇南山臨時委員 そういうことが起こったときに、例えばまとめて一事業者が返さないからすごく回答率が下がるとか、もしくは集中すると忌避感が強くなるという可能性があると思いますが、その辺の建築主から工事施工者にするることによる、試験調査の結果からの大幅な変更が起こり得るかどうかにについては、何らかの検討をされているのでしょうか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。こちらの試験調査の方は建築主の方に聞いているので、法人が施工主であれば、法人。しかしながら、現在お示ししている案では、建築物の工事施工者を報告者としているので、調査に当たった者が同一の施工者だったときには、複数行っている可能性があります。

○相部国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室課長補佐 試験調査は工事を発注している建築主、一般の個人とか法人の会社とかに聞いています。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 なので、今回やろうとしているのは、今度は施工者に聞きますので、聞く対象がこれとはちょっと異なります。

○川崎部会長 ということは、名寄せをされているわけですか。工事施工者に対しては、複数案件があったら、「あなたは、これとこれとこれに答えてください」と1本で3つぐらいの調査をやっているとか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 そうですね。新しい調査の方では、名寄せをさせて聞いてしまうということになります。その場合に、複数の調査票が来たことによって調査を忌避されるかどうかはちょっと分からないのですけれども、それはちょっとやってみないと、督促のところでもうまく対応するという方法になるのかなと考えております。

○相部国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室課長補佐 それと、工事施工者につきましては、大きな会社ほど支店とか営業所レベルで調査を行うことになるので、必ずしも多くの件数が1つの本店にいくというわけではなくて、津々浦々、建築工事届に書いてある本当の施工業者の担当営業所みたいなところに行くみたいな流れでございますので、そ

の点では集中しないと思われま。

○川崎部会長 よろしいですか。

○宇南山臨時委員 はい。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

もう1つ別のお尋ねですが、5,000を目標にやっていくということだそうですが、そうすると、例えば今の資料の13ページ目をみると、督促を1回したら、もう50%を超えてしまう。これと同じペースでいけば、何回ぐらいの督促で回収率をどこら辺まで達成することを想定しているのでしょうか。つまり、5,000というのはあくまでもミニマムで、それより多く集まったら、それはそれで精度が向上するわけだから、むしろいいわけですね。だから、民間事業者が発注するときの目標回収率というのはどれぐらいを想定して発注される感じなのでしょうか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。現時点で何%というところは決めているわけではないのですが、これは民間事業者に今回委託するという形を想定していますので、正直な話、ではどれだけ予算を民間事業者にお渡しできるかということも関連してくると思っております。1回は必ず督促はしてもらおうと思っておりますけれども、回収率を上げるために、ではどれだけ督促の回数を増やすかと、多分その回数が純粋に費用の方にかかってくる場所がありますので、ちょっと予算の状況も踏まえながら、なるべく回収率が上がるような督促にできるようにしたいと考えています。その一方で、今回はいろいろ民間事業者に対して、コンプライアンスチェックとか、どこまでのことをどのようにやっていただきますかということも大きな論点になっておりますので、そういうところを総合的に勘案して、督促の回数ほどのくらい目標に、これだけというような形で契約の内容は今後検討していきたいと考えております。

○川崎部会長 分かりました。多分、これに類似する統計調査で民間委託して郵送調査を行っているものはあると思うので、そういうものの例をみれば、何回ぐらい督促すればどれぐらいの回収率になるかが見えてくると思うので、是非そこら辺をみていただいて、回収率を高くする方がいいので、最初の手数を多くして回収率が低くなっても5,000は確保できるというよりも、最初の手数は少ないけれども、回収率が高くなっている方がベターなわけなので、その辺りをいいバランスで実施していただけたらと思いますので、その辺りは精度管理上大事なことはないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、一応このようなことで適当であると整理させていただきまして、今のような留意点を答申に書くかどうかは別として、是非御留意いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、次の点に進ませていただきたいと思っております。資料2の6ページ目の「エ 調査事項の変更」です。では、総務省から申し上げます。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 それでは、審査状況について説明いたします。

統計委員会の審議で指摘された着工日、それから工事の完了日を追加する計画となっています。また、工事実施額の内訳の主体工事実施額と建築設備工事実施額を新たな調査では削除する計画です。これらについては、(ウ)に記載しているとおりですけれども、統計委員会の議論を踏まえたものであり、基本的には適当と考えていますが、調査結果の利活用への影響等について確認するために、aとbの論点を挙げてございます。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 それでは、国土交通省からお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 論点のaにつきましては、資料3の16ページを御覧いただければと思いますけれども、工事の着工日及び工事の完了日を把握する必要性についての論点でございます。

これにつきましては、ページをおめくりいただいて、17ページを御覧いただければと思います。この点につきましては、平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書の中でも、完了予定日と完了時期のずれについて一定の情報を得ることができるのではないかという御指摘をいただいている、こういう情報を把握するということの必要性の指摘をいただいているところでございます。また、下の方でございませけれども、公的統計の整備に関する基本的な計画の中におきましても、これはちょっと別の統計との関係でございませけれども、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討するという御指摘をいただいているところでございます。こういう御指摘を踏まえて、今回の調査の中では、工事の完了日と工事の着工日というものを追加したいということでございます。

これは、16ページにまたお戻りいただいて恐縮ですけれども、3のところでございますけれども、建築工事届の写しから出てくるのはあくまでも工事の予定開始期日と完了予定期日の2つでございますので、実際に、いつ工事が始まっていつ建ったかというのは届出の方からは分からないということでございますので、それを調査事項として追加することで、実際にどれぐらいの期間をかけてこの建築物が建ったのかということが把握できるようになるということでございます。こういうことを踏まえて、調査事項を追加するというところでございます。

この効果というか、どのように活用していくかということでございますけれども、4.でございますが、これは我々の方で加工統計として作っている建設総合統計という統計がございまして、その統計に使う建設工事の進捗率を把握する、例えば10か月の工事であれば、1か月目にどれぐらい工事が終わって、2か月目にどれぐらい工事が終わってというのを積み上げて、最後は100にするわけですけれども、その比率を出すための調査をやっております。それをやる時に、工期が延びている、技術革新によって工期が短くなっているとか、そういう状況を把握するための一つの材料として、今回、この調査事項を追加し、活用していくことを考えております。

また、こういう活用の仕方を考えておりますので、建設工事進捗率調査というものの、これは大体5年おきに実施しているものでございますけれども、そういう調査を実施する際もしくは完了した際等に、こういうデータを活用して公表することも考えております。

論点bについても併せて説明をさせていただきます。18ページ目を御覧いただければと思

います。

今回、調査事項から主体工事実施額と建築設備工事実施額を削除するというございます。これは、報告者負担が重いということで、それについては、1に書いていますように、今までは分けて記載するとしておりましたけれども、電気・ガスといった建築設備は、現在では一般的に建築物本体の工事と一体的なものという形で行われていることが多いと認識しておりまして、実際にこれを分けて記入するためには、関係資料を別途確認して設備工事費分だけをあえて抜き出すというような追加的な作業が報告者に生じるということでございますので、それが負担を重くしているのではないかとございます。

また、この主体工事と建築設備工事を分けることについては、SNAを作成している内閣府の方に確認したところ、このデータについては特に分けて利用していないことも確認できておりますので、これについては事項を削除して報告者負担を軽減することで整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、aとbの両方の論点につきまして、何かありましたらお願いしたいと思います。

それでは、特段御発言は無いようなので、私の方から、御説明いただいた点から少しずれるかもしれませんが、諮問のときの資料の調査票を見てちょっと気になったことがありましたので、お尋ねします。諮問の資料の29ページに今回の調査事項の変更を反映した調査票があるのですが、これを見ますと、極めてシンプルで、シンプル過ぎて、どの建物について聞いているのかというのが見えないのです。それは大丈夫だろうかというのが非常に心配でして、といいますのは、事業者によっては、特に大きな工事をたくさん抱えているところは複数の建物があるかもしれませんし、どの建物について回答せよと言われていたのかというのが調査を受けた側にはすぐ分からないかもしれない。あるいは、これは民間委託ということで、回答された調査票が民間の調査会社の方に集まってくるのでしょうか、調査票が返ってきたときに、これは正しい建物についてこの数字が記入されたかどうかということを確認のしようがないような感じがするのです。ですから、調査票の中に、どの建物について調査をしているのかというのをはっきり明記しておかないと、紛れが生じるのではないかとございます。そういうことで、今申し上げたことは調査事項そのものではないのですが、その紛れが生じないようにするという対応を是非考えていただけたらと思うので、そのあたりはどのようにお考えか、教えていただけたらと思います。

**○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** ありがとうございます。御指摘の点は、部会長のおっしゃるとおりでございまして、この紙だけを見ると、何の物件を答えたのかが分からないと。先ほど委員からも御質問がありましたように、同じ会社に複数の建物の調査が当たって、複数の調査票が行ったときに、一体何を回答してきたのかが紛れる可能性があるというのは、御指摘のとおりだと思っております。我々が考えておりましたのは、建築工事届の写しを我々は入手しますので、どの建物のことを調査しようとしているのですよということをプリントしたものを用意して調査票と一緒に送って、あなたが届出したこの建物のことを調査していますよというのが分かるようにしようと考えております。

回答のときには、一つの方法としては、その入れたものを一緒にもう一回入れてもらって、この建物の回答ですということによって返してもらうことによって把握するという方法があるかなと考えております。

もう一つは、同じ会社でも支社に分かれていったときには、担当者が分かれていくので、そこで紛れる可能性がちょっと少なくなるとも思いますし、あとは、最悪、委託事業者から問い合わせをしてもらって、この建物のことですよという確認をとるという方法もあるかと思えます。

さらにもう一つ、部会長の御指摘のとおりだなと思うのは、この調査票に何か番号をあらかじめちょっとプリントしておくとか、通し番号を付けておくということも方法としてはあると思いますので、いずれかの方法をとることで、回答の紛れ、何の建物を調査して、どの建物の回答が返ってきているのかというのが分かるようにはしたいと考えております。

あと、今回はオンラインでの回答もお願いしたいと思っておりますので、オンラインで回答する場合には、IDを振ることによってどの建物の回答かというのが分かるような形にするということも一つの案かなと考えております。

いずれにいたしましても、御指摘のような紛れがないような方策を考えたいと思っております。

**○川崎部会長** 分かりました。是非、手戻りがないように。民間委託すればするほど、その効率的な処理も大事ですので、それから紛れないようにすることも大事ですので、是非そのあたりの工夫はやっていただきたいと思えます。

それでは、これに関しましては、特段の問題はないとは思いますが、この工事の実施額の内訳である主体工事実施額とか建築設備工事額については、削除するという意味で報告者負担の軽減にはなるということではありますが、今後またそういうニーズかないのかどうかというのは是非引き続き注意しておいていただけたらと思えます。ということで、これにつきましても、特段問題がないということで、適当ということで整理をさせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして次の項目にまいります。次は、資料2の7ページの「オ 集計事項の変更」についてです。これにつきましても、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** 資料2の7ページ目を御覧いただきたいと思えます。審査状況について説明いたします。

まず、構造別及び工事費予定額階級別に、工事実施床面積と工事実施額を集計することを計画しているとのことです。

それから、一方で、先ほどの標本設計のところでも都道府県別の抽出をやめると説明いたしましたが、これに関連して、集計についても都道府県別の集計を廃止することを計画しているということです。それから、このうち、都道府県別の集計については、(イ)の最後に記載しているとおりですけれども、統計委員会においても引き続き地域集計について検討する必要があるという指摘はされているところです。

このためですが、最後に(ウ)で記載しているとおり、現時点で、変更計画の内容はやむを得ないものの、本調査の利用ニーズを確認しつつ、今後、集計事項を充実させる余地がな

いか、確認するために、aとbの論点を挙げています。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省からお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 この集計事項の変更につきましては、2つ論点をいただいております。

1つ目、資料3の19ページでございますけれども、見直し後の集計事項はどのような構成になるのかということでございます。これにつきましては、今回新しく開始いたします建築工事費調査が、その工事完了後の建築物の実態を示すという調査事項について新たな標本設計に対応する工事費予定額階級別に集計することへのニーズが高いと想定されますので、先ほど御説明いただきましたような復元推計をした結果の構造別及び工事費予定額階級別に集計することを考えています。工事費予定額階級別につきましては、1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上の3階級を予定しておりますけれども、それぞれ別の工事実施床面積及び工事実施額を復元推計したものを公表することを考えております。具体的には、20ページの方に集計表のイメージを付けさせていただいておりますので、これを御覧いただければと思います。

続きまして21ページで、論点bでございます。大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別の集計を実施する余地はあるかということでございます。今回、この資料の真ん中の方でございますように、審議結果報告書の中では、都道府県別集計の取りやめは、やむを得ないものと考え、御指摘をいただいております。実際、都道府県別のサンプリングはしないので、そのところは精度の問題が出てくるということで、やむを得ないものと考えております。

一方で、都道府県が行う県民経済計算の精度向上という観点で都道府県別のデータが必要なのではないかとことを我々も考えまして、国土交通省の方から平成29年度に11都道府県に対して聞き取りを行った際には、都道府県別の補正調査の結果を利用するということは確認ができなかったということでございました。

このため、都道府県別の集計ができないことについては、それが直ちに何かの問題になるということはないのではないかと考えておりますし、具体的に、現時点で地域別集計をどうするかというところを集計事項の中には入れておりませんが、今後、調査結果を報告・公表していく中で利用者側の方からのニーズは出てくると思いますので、そういうニーズを踏まえつつ、あとは公表するとすれば、その集計値の精度がどうなるのかということも勘案しながら、参考値として公表するといった方法も含めて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

○宇南山臨時委員 この都道府県別の集計を廃止するという観点についてですが、工事実施額の推移のようなものは、基本的には、もともとこれが補正であったということを考えると、

着工の方である程度は捉えられているという観点ではやむを得ないのかなと思うのですが、せっかく工事実施額が分かっている、工事予定額と工事実施額の間には一定の差があるかもしれないから調査をしているのであれば、その工事予定額との差に本当に都道府県別もしくは地域別の地域差がないのかということに関して確認していただいた方が安心できるのではないかと思います。都道府県別については、最終的に安定した係数が出ないのであればやむを得ないというのは理解するのですが、一定の結果の試算みたいなものをお示しいただくと、より安心できるのではないかと思います。

○川崎部会長 そのあたりはいかがでしょうか。都道府県別のばらつきといいますか、そのあたりのことはどれぐらい御覧になっていますか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 現行の補正調査で見たときに、都道府県別にばらつきはあることは確認しております。ただ、ばらつきがあることの原因はよく分からなくて、工事予定額で最初に届け出たときよりも、実際に工事を始めてみたら、ああいう設備も付けたいとか、こういう増築もしたいということで工事費が増える傾向が、特定の地域だけにあるというのも何か不思議な気がするもので、精度が低いからそういうばらつきが出ているのかどうかということも含めて、いろいろ考えなければいけないのかなと思っております。

今すぐ都道府県別はどうなるかというのは、今あるデータ以上のものはないのですが、新しい調査の中では、全国的な精度を高めた上で、ある程度の大きくりの地域で見たときに、統計的に有意なばらつきが出るのかどうかについて、新しいデータを得る中で検証していくことは必要なのかなと考えておりますので、そこで実際のニーズの話も踏まえながら考えていきたいところでございます。

○川崎部会長 どうぞ。

○宇南山臨時委員 おそらくサンプル数の問題もありますし、都道府県別で表章できないようなサンプリングになっているという点もありますので、都道府県別集計を廃止すること自体はやむを得ないという点では理解するのですが、地域差があり得るとするのであれば、何か、既に統計委員会の方で指摘されているように、今後の課題としては、今後、もう少し大きい地域ブロック別などで公表できる可能性がないかというのを今後の課題として検討していただければと思います。

○川崎部会長 そうですね。どうでしょうか。そういうことは確かにあるような気がするのですが、もう一つ、今のお話のやりとりを聞きながら思ったのですが、小さい地域になればなるほど特に案件ごとの特殊性みたいなものが出てきてしまって、たまたま遅れたとか、たまたま多くなった、少なくなったとかというのが出やすいわけで、地域を大きくすればするほどそこら辺が安定する。それが安定的な傾向と言えるかどうか微妙ですが、全国レベルになれば、さすがにこれ以上ない安定性はあると思うのです。ところが、ブレークダウンすればするほど個別特殊性が出てくるので、例えば去年この地域で予定と実績がこれだけ乖離したからといって、来年同じ乖離になるとは限らないわけですね。地域性なのか、個別の特殊性なのかということも、すごく判断が難しいところも出てくると思うので、なかなか、一回検証したらオーケーというような簡単なものでもなさそうな気がするもので、今回の

大きな目標としては、全国レベルの集計をできるだけ精度を高くやっつけていこうということではあるので、そこをまず見ていただきながら、その上で地域別を、一体何か傾向があるかどうかというのは、引き続き検証していただくということは必要なのかなと思います。そのようなことで、そのあたりは今後の課題ということで整理させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、この点はそのようなことで整理をさせていただきたいと思います。

そのように考えていきますと、実はネイマン配分というのが、メリット、デメリットがあると思っていて、全国値の精度を一番高くするのが目標のわけですね。そうすると、標本の少ないところは、当たりが今まで以上に悪くなる可能性があって、そういう地域を計るには余り適切でない標本かもしれないですね。だから、そういう意味で、検証していただきながら、本当にこの設計で今後とも大丈夫かとか、さらには、地域別の数字というのが、今のところはニーズが確認できていないけれども、それはあくまでも現時点での県民経済計算のニーズがこういうことなのであって、今後、県民経済計算の推計方法の改善や工夫が進めば、またニーズが出てくるかもしれないので、そういう場合にはこの標本のあり方についても。もう少し考えていただく必要が出てくるかもしれないということです。将来の予見できないところまで答申を書くべきかというのはありますけれども、そこは気になる点ではありますので、今回の改善は改善として、その中で今のような地域別のところも視野には入れて検討していただくということをお願いとして、何らかの格好で反映していきたいと思います。

では、そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ここにつきましては、そのように整理させていただきまして、次に、資料2の8ページ「カ 公表時期の変更」です。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 それでは、資料2の8ページを御覧いただきたいと存じます。公表時期の変更について、審査状況を説明いたします。

公表の期日については、現時点は調査年の翌年4月までに公表とされているところですが、郵送・オンライン方式の導入により、提出期限から調査票の督促、回収、審査等を経て結果を公表するまでに、これまでよりも長い期間を要することが試験調査の結果で分かったとされております。このため、公表時期を調査年の翌年9月末までに公表することに変更する計画となっております。

これについては、基本的にやむを得ないと考えているものの、利活用の支障がないか等を確認するため、aとbの論点を挙げています。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 それでは、国土交通省からお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 資料3の22ページを御覧いただければと思います。論点は2つございますが、まずaについて、試験調査の結果の公

表まで、どの程度の期間を要したかということですが、下の参考の方で実施スケジュールと書いておりますけれども、9月中旬に調査票を発送して、10月5日が締め切りということで、その後、督促や、返ってきたデータの内容の確認というようなことをやったということで、実態としては2か月ぐらいかかっているということでございます。このような期間が必要ということを念頭に置いて今回公表時期を考えているところでございます。

続きまして、23ページを御覧いただければと思いますけれども、現在、9月ということで公表時期を5か月後ろ倒しにするということでございますが、それについての利活用上の支障はないかということでございます。まず、今までの補正調査を一番使っていただいているユーザーの内閣府の国民経済計算でございますけれども、工事費調査の公表期日を9月末とするということについては、利用上、特に影響はありませんという回答をいただいています。

また、現行は4月なのでございますけれども、実際に公表しているのは9月ごろになっているのが実態でございますので、今の9月について、利活用上の問題は特段生じないのではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、この論点に関してはいかがでしょうか。

○宇南山臨時委員 現状、調査計画に4月末と書いてあるけれども、実態は9月末になっているというお話ですね、今の最後のところは。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 すみません。これもお恥ずかしい話なのですが、今回の点検をしたときに報告をさせていただいているのですが、補正調査については、調査計画の期日に間に合っていなかったという実態がございます。

○宇南山臨時委員 では、実質的には実態に合わせるように計画を変更するという理解でよろしいですね。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 調査のやり方が変わることを念頭に置き、今までの実態よりは遅れないようにしたいということでございます。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。実態に合わせるというと、確かに調査方法が変わるところですから、そこできちんともう一回整理しようということで、この目標でやっていこうということですね。分かりました。

それでは、全体としましては、今の作業スケジュールあるいは利用面を考えると、このような後ろ倒しにすること自体は、きちんと精度を確保するとか、調査を適切に行うという観点からは、やむを得ないことだろうと思いますので、その意味では適当ということであろうと思います。くれぐれも内閣府の方のスケジュールに支障を与えないように配慮していただきながら対応していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

では、これにつきましては、適当ということで整理させていただきたいと思います。

ということで、次の項目に進ませていただきます。資料2の9ページ「○ 集計事項の変更」ということです。

○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 それでは、審査状況につきまして御説明させていただきます。

今回、上の箱ですけれども、これまでの結果から、利活用の乏しい集計表を調査計画から

削除する予定です。これは、冒頭の表であります。建築物着工統計調査と住宅着工統計調査についてです。補正調査以外の本体調査といわれる毎月やっているものについて、一部の集計表を削除するという計画です。

これについては、(イ)にも記載したとおり、削除を計画している集計表の利活用の状況や、特別集計による情報の提供の余地について確認するために、aとbの論点を挙げています。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省からお願いします。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 資料3の24ページをおめくりいただければと思います。

集計事項の変更につきましては、論点を2ついただいております。1つ目の現行の調査計画にある集計事項から、今回、どのように見直しをするのかということでございます。現行の調査計画における集計事項でございますけれども、これはちょっと分かりにくいので、25、26ページの黒丸を付けているのが、現行計画の集計事項でして、集計して公表するものになっているものでございます。

資料をお戻りいただきまして2.のところでございますけれども、これらの集計事項のうち昨年1月の基幹統計の点検において、集計事項にはなっているが、公表していなかった事項があるということで、該当するものがございます。25、26ページで黄色の網かけをしているところが、それに該当するところがございます。また一方で、細かい区分を市町村別で出しているような表がございます。それについては、かなり秘匿の作業が発生する。個別の物件が、とある村で1件とか出てきてしまうと、それを秘匿しないといけないので、その作業を行うことによってかなり秘匿処理が起こるような表が現状あるということがございます。それがオレンジ色で塗っているところがございますけれども、これらの事項について今回集計事項の対象から削除させていただければということでございます。

4.の方でございますけれども、①については、これまで公表していないのに何で集計事項に入れていたのかということなのですけれども、これは昔にそういう計画が作られていて、当時どういう議論をしたのか、分からないところがあるのですが、なるべく多くのことを集計できるようにしましょうということで表を整理したのではないかと思います。ただ、実態としては、これまでそういう集計項目を公表してこなかったというところがございますので、実際にそれに対してユーザーの側からこういうものが公表されていないという問い合わせというのはいただいたことがないということがございますので、削除することとしたいということでございます。

5.の②につきましては、秘匿処理がいろいろ出てきますということですが、秘匿処理をいろいろやっていくと、結局、時系列で見たときに、あるときには秘匿されて数字が消えていて、あるときにはまた数字が出てきてという形が出てくるのが想定されるわけがございますけれども、そのような表を作っても利用者の利便性にどこまで資するかということがございますので、こちらの作業上の負担みたいなものとの関係で削除させていただければということでございます。

ページをおめくりいただきまして、27 ページを御覧いただければと思います。2 つ目の論点でございますけれども、どの程度秘匿処理が必要になっているのか、またどの程度閲覧されていたのかということでございます。

2. のところでございますけれども、実際に秘匿処理ということで、平成 30 年度計の中では 2,228 の市区町村のうち、612 の市区町村で秘匿処理が行われているということでございます。この秘匿処理については、当該市区町村の数字だけではなくて、総計のところでも秘匿処理がうまくできているかという確認をするという作業とか、あと秘匿処理自体がちゃんとできているかという作業をするということで、作業上も一定の時間がかかっているところでございます。特に、集計事項を市区町村別に出すことをやるので、こういう秘匿処理がかなりできてくるところでございます。

実際、ユーザーの視点から見たときにどれだけ利用されているのかということでございますけれども、28 ページを御覧いただければと思います。ここでは 2018 年と 2019 年、2019 年については 9 月までのデータでございますけれども、主要な表の e-Stat からの閲覧数を調べたものでございますけれども、今回秘匿処理をするということで削除したいと考えている表は、黄色で塗った部分でございます。これを比較いたしますと、これを比較いたしますと、都道府県別とか、よく利用されているような表に比べますと、1桁少ないような利用者数になっているということでございます。例えば 6-2 の月次の市区町村別、構造別/床面積の表につきましては、2018 年については 1 年間で 4,052 という数字になっておりますけれども、月ベースで割ってしまえば数百件になりますので、それほどユーザーの利用が高いというものではないのではないかと考えているところでございます。

以上のようなことを総合的に勘案いたしまして、今回、これらの表については集計事項から削除させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

特に御意見もないようですので、とりあえず私の方から感想なりを申しますと、なかなかこの統計表を削っていいかどうかというのは本当に判断が難しく、日本中探して一人でもいたら、では残すのかとか、そういう議論になってしまうので、そんなことはとてもできないわけで、私はそういう意味では、ある程度ボーダーラインのところは一度は削るということをやってもやむを得ないのかなとも思うところではあります。ただ、そうはいいながらも、利用者のニーズがもしかしたらあるかもしれないということに常に注意を配りながら、必要に応じて、またニーズがあるときには復活することも検討していただけたらと思います。

それからもう一つ、これは国土交通省への要望ということではなくて、むしろ総務省を含めての要望なのですが、私は、この 25 ページの表で、統計法上の手続で集計事項を全部登録するということには、いつも懐疑的に思っています。これはいろいろな場で発言しているのですが、結局、調査実施者というものは、ありとあらゆる集計をやり得る立場であって、「最低限これだけの表を公表します」と宣言していれば、それ以上の統計表を追加して公表することは、何ら妨げられていないと思うのです、秘密が保護されている限りは。そういう意味

では、「この表を予定しています」と全部予め出すからこそ、それが漏れてしまうことになるので、そういう漏れてしまうことを避けようと思ったら、最初に最低限これだけの表を出すという方式にして、あとはそれ以外にも追加があれば出すように統計法上の手続を変えてしまえば、それで昨年起こったような変な問題が起りにくくなるので、そこは是非引き続き検討していただきたいと思います。

そういう意味で、25、26 ページにかけての表は大事なのですが、統計法上の手続としてこういう表を作る以上に、むしろユーザー側に、この統計でこういう統計表を出していますということが分かるようにしていただくことの方がもっと大きな意味があるのではないかと思いますので、そのあたりを留意していただいて、それは総務省も国土交通省もあるいは他の府省も同様に念頭に置いていただけたらと思っております。ちょっと脇道にそれたかもしれませんが、そのようなことを思います。

それから、あと秘匿の方につきましても、これだけ秘匿が多いと使いにくいというのはおそらく確かなことでしょうし、またそれに対して、それだけの件数が少ないというのは、データのニーズも少なくても不思議はないというところであろうと思いますが、そういう意味でも一番影響度の少ないところを削っていこうという判断なのかなとも思いますので、その意味でもおおむね適当ではないかとも思います。

ということで私なりの感想ばかりを申し上げてしまいましたが、もし何かありましたらどうぞ。

**○宇南山臨時委員** 1点、これも感想めいたところなのですが、e-Stat の閲覧数が少ないというのは、全体としては今回の削除に関しては問題ないと考えておりますが、正直言って、e-Stat が若干最近使いにくくなっているような印象があって、そうなった場合に e-Stat の閲覧数だけを根拠にするというのは若干危険かなという、今回の件に関しては問題ないのですが、総論としては e-Stat を見やすくしてくださいというのがあります。客観的にニーズがないということを示す方法として、他にもいくつか確認していただけると安心かなと思います。今回の件に関しては、特段意見はないです。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** それは今後考えたいと思います。

**○川崎部会長** そうですね。では是非、まず e-Stat の改善は不断の努力をしていただくということが一つと、それから、私も今の御感想と共感するところは多々あるのですが、逆にこのアクセス件数というのは一体どこまで入っているのか。例えばクローラとか、ネット上のサーチエンジンみたいなところを自動的に調べにいたりするようなものがあるので、それはどこまで入っているのか、除かれているのかということでこの数も随分見方が変わるところがあるので、こういう数字情報と数字以外の情報は総合して判断するということが必要なのではないでしょうか。そのように思いますので、言わずもがなかもしれませんが、是非そのあたりは、ニーズには是非注意を払っていただけたらと思います。

他にはよろしいでしょうか。

では、これにつきましては、方向としてはおおむね妥当ということで整理をさせていただきます。

次に、資料2の9ページの下に「(3) その他」というのがありますので、これも総務省

の方から御説明をお願いしたいと思います。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** それでは、資料2の9ページの中ほど、「(3) その他」を御覧いただきたいと思います。平成19年の統計法改正後、本調査は一度も申請されていないため、現在の申請事項に合わせて記載ぶりを変更して申請をさせていただいております。調査の内容の変更を伴うものではない部分については、書きぶりを合わせたということで実質的な中身の変更はないということで、問題はないと考えてございます。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** それは基本的には報告事項だと思っていいですかね。特に国土交通省から御説明いただくようなことでもなさそうだと思いますが、記載ぶりの変更ということですが、特段問題はないのかなと思います。何か御質問等ありますでしょうか。

これは、できるだけ調査計画というものの自体もシンプルに、また誤解のないように、そして記載の仕方がうまくなかったということで問題だというような変な誤解が起きないようにだけ是非配慮していただきたいと思います。そのあたりはそういうことで新しい形になっているのであればよろしいかと思いますが、ここは、その御報告をお聞きしたということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは続きまして今度は、資料2の10ページの2の 第Ⅲ期基本計画等の指摘への対応ということになります。では、これも総務省の方から御説明をお願いします。

**○上田総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官** それでは、資料2の10ページを御覧いただきたいと存じます。第Ⅲ期基本計画において、本調査について指摘された事項は、表3に示しておりますけれども、これまで説明させていただいた中身で全て網羅されているということと考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ということで、第Ⅲ期基本計画との関係ということですので、今のような御報告であります。基本的には、これまで審議した内容で、その関係のチェック、点検がなされているかと思いますが、その意味ではこの項目も一緒に審議したという認識を共有できれば、それでよろしいかと思います。

それでは、これで一応全体の項目をカバーしたことになりますが、これまでの点、やや駆け足に審議していただきましたけれども、全体を振り返ってみまして、何か漏れとか、あるいはもう一度戻った方がいい点とか、お気づきの点はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

と言いながら、私が戻って大変申し訳ないのですが、実は集計事項の方で気になっておりますのが、今回、調査事項に新たに工事の着工日と完了日を追加するというものがありました。これについては、実は特段の集計が予定されていないと伺っております。ただ、この調査は報告義務がある調査ですので、調査事項として、そういう質問をしている以上は、何らかの形で集計して公表するという形をとった方がいいのではないかと思います。これ自体、先ほど工事の遅れや進捗状況といったものは、何らかの経済の状況などにも関係する指標となり得るであろうという見方もありましたので、これは簡単な表でもいいのですが、何か集

計・公表されることを想定していただいたらと思うのですが、いかがでしょうか。大げさな話でもないのですけれども。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。確かに、これは調査事項として聞きますので、その情報が全く世の中に出ないというのはよろしくないということだと認識しております。現時点で考えているのは、ここに記載させていただいておりますように、工事の進捗みたいなものを参考のデータということですので、そういうものを公表するときに併せて、特別集計をした結果、こういう分布になっていますかということは公表できないかなというのは考えているところでございます。ただ、これは毎年公表しておりますけれども、毎年何か決まった形でこの数字を出しますというのはちょっと現時点ではあまり想定しているものがないので、そのところはニーズも踏まえながら、どういう情報をお出しすると利用者側にとって役に立つのかということもちょっと考えながらやっていきたいと考えております。

○川崎部会長 そうですね。確かに、これは単純に、何年と何年でクロス集計をしたからといって、それがすぐ利用者にとって役立つわけでもないのかもしれないので、確か、今の補正調査は概要で説明を入れられていますよね。あのようなところで何か、大体これぐらい予定と実績はずれるものなのだとか、何かそういうものの言及があるだけでもいいのかもしれないので、何らかの形で、使っているよというのが目に見える形にさせていただくのが大事なのかな、と私は考えます。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 ありがとうございます。

○川崎部会長 では、そのあたりは、また今後留意していただくということにして、よろしくお願ひしたいと思います。

○要藤国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ということで、これで一応全項目審議したことになります。これで審議を終えたということなので、答申の概略とイメージを共有しながら、この後、最終的には文面全部はここでは確認できませんけれども、できるだけ書面審議のところを効率的にできるようにということで、口頭ベースになりますけれども、答申の方向性を確認していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、これは、全体の構成を先にお話しした方がいいですね。この全体の構成は、通常の答申と同じように、まず全体の本調査計画の変更ということで、承認の適否の結論を出して、その中でその適否の理由を説明していくという形、これが1番目の大きな項目になると思います。それから、もう一つ、大きな2番目の項目は、第Ⅲ期基本計画等の指摘への対応状況ということで、これは今回の審議の中身ということになります。

その大きな柱の中で、まず1番目の本調査計画の変更ということですが、全体としましては、大きな問題はなく、適当であり、承認して差し支えないという結論とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

その上で、各項目の説明をしていかなければいけないということになります。これは、これまでの審議の内容を要約したこととなりますが、まず補正調査の見直しというのが大きな

項目になります。それからもう一つは、最後の方にありました、建築物着工統計調査と住宅着工統計調査の集計事項の変更というもの、これが大きな2つの項目になります。まず前段が一番大きかったので、前段の補正調査の見直しというところから申し上げます。まずは補正調査の名称の変更です。これにつきましては、補正調査の名称を「建築工事費調査」に変更するという計画であり、これについては、これまでの統計委員会での検討などを踏まえたものに沿っていて、適切な形になっているということで、適当であると整理していかれたらと思います。これがまず1番目の調査の名称の問題ですね。

それから2番目ですが、調査の報告者の選定方法の変更ということで、サンプリングの問題ですが、これも従来の層化二段抽出から、今度は層化無作為抽出ということを計画しておりますけれども、全体のネイマン配分で標本を選定するということですが、これについては、変更自体はおおむね適当であるということで結論付けますけれども、ただし、これはこの審議の中でも出ましたように、この標本の配分の仕方が、過去のある時点のデータに基づいてネイマン配分をやっているということなので、これが今後ともずっと安定的かどうかというのは分かりません。そういうことで、このような層化基準のあり方、特に閾値をどこのラインで引くかとか、あるいはその抽出率、抽出数も変わってきますので、そのようなところは今後定期的に検証していただきたいというようなことを入れていってはどうかと思います。

それから、次に、調査方法の変更になりますが、これにつきましては、従来の都道府県職員から民間事業者を活用した郵送・オンライン方式に変えるということで、特に都道府県の事務負担の軽減も図られるということで、おおむね適当と整理をさせていただきたいと思えます。

それから、その次、調査事項ですが、これにつきましても、内容としては工事の着工日と完了日を追加するという計画であるということ、それからもう一方で、補正調査で把握しておりました工事実施額の内訳である主体工事実施額と建築設備工事実施額を削除するという計画ということで、追加と削除があるということになりますけれども、これにつきましては、一応そのような必要性が低下しているということ踏まえての削除であるということや、あるいは必要な事項を追加するということであるので、これもおおむね適当であるということとさせていただきます。ただし、これは調査事項のところで書くのがいいのかどうかは分からないのですが、調査票の中にきちんと紛れのないように、調査対象の物件が何であるかを明示する情報を入れていただいた方がいいのではないかと思います。その点は何か付け加える方向で考えたいと思います。

それから、続きまして、集計事項の変更ですが、これにつきましては、これまでの都道府県別の標本設計を改めて、全国一本での推計精度を向上させるというやり方ということですが、これにつきましても、現在のところでは都道府県別の統計のニーズが確認できていないということで、都道府県別の集計を廃止するということは、情報量が減るという点では残念ではありますが、やむを得ないところであるということかと思えますので、そのように整理をします。ただし、今後このような都道府県別のデータのニーズは出てくることもあり得ると思えますので、引き続きそのようなニーズがないかということを検討していただき、また、集計する必要がある場合には、是非標本の設計のあり方も考えながら推計の仕方

を考えていただければと思います。

また、地域差があるかどうかという論点が宇南山臨時委員から出ておりましたけれども、これにつきましても、そのような面でのデータの確認・検証ということも何らかの形でやっていただけたらと思っております。

それからあと、工事実施床面積と、それから工事実施額の集計ですが、これにつきましても、このような集計を行うこと自体は結構なことでありますので、これもおおむね適当と整理をします。ただし、先ほど最後に申し上げたような工事の着工日・完了日という新しい調査事項についての公表は、何らかの格好で、利用がされているということが分かるような形で公表していただければと考えております。このところは集計事項の変更のところで書くのかなと思います。

それから続きまして、最後の項目になりますが、公表時期の変更を審議いたしました、これは全体の調査のスケジュールを確保して、精度の確保あるいは調査票の回収の期間として必要だということで、利用上の影響も少ないということなので、このように遅らせるということ自体はやむを得ないということで、整理したいと思います。

以上が全体といたしましては、従前の名称で言えば「補正調査」、新しい名前であれば「建築工事費調査」ということになるかと思えます。そのようなものがまず補正調査の主なポイントかと思えますが、何かお気づきの点とかは特にないでしょうか。補正調査の関連で、口頭でばらばら申し上げましたので、もしかしたら漏れや、御理解していただきにくいところがあったかもしれませんが、今のようなことを整理しまして、メールでお配りしたいと思います。

それからもう1点、大きな項目としましては、建築物着工統計調査と住宅着工統計調査の集計事項の一部変更ですが、これも集計事項を削除するということですが、これも秘匿措置とか、あるいは利用上の頻度の低いものというようなものを選んでやっておりますので、その意味では削ることはやむを得ないということかと思えます。ただし、今後とも引き続き利用者のニーズを把握しながら、必要に応じて追加の集計を行うなどの対応をしていただければということで、その点は御留意いただきたいと思えます。これはよろしいでしょうか。

それから、今度は一番大きな2番目の項目ですが、最後に少しだけ報告があった件ですが、第Ⅲ期基本計画等の指摘への対応状況ということです。これについては、これまでの審議でも確認できたとおり、おおむね適当であるということであろうかと思えます。

以上が、これまで審議してきた事項の論点に沿っての整理ということになりますが、そのような理解で大体大丈夫でしょうか。また、あるいは漏れなどもあるかもしれません。あるいは私の表現の不十分なところもあるかもしれませんので、これは書面の審議の中で確認していただけたらと思えます。

それから、最後に、通常このような答申の中では、今後の課題を指摘することが多くなっております。指摘しない場合もありますけれども、今回につきまして、この審議の中で課題としたことがいくつかあったので、その点も含めて答申の最後に整理しておいた方がいいのかなと思います。

これは、おそらく3つぐらいあるのかなと思いますが、1つは標本設計の変更についてで

す。今回はネイマン配分ということで、全数調査のところは20億円以上で切るということをやっております。それから、工事予定額は1億円のところでもう一つ切るということをやっていますが、このような層化基準の閾値といったところはこれで適当であるかどうかということは今後とも検証していただきたいというのが1点、今後の課題であろうかと思えます。

それから2点目は、このような調査方法を変更することによって、結果に何らかの影響が出てくると思います。恐らく精度が向上するという影響が一番大きいのではないかとは思いますが、このような調査方法の変更があると、利用者の方でも、過去の数字とどう違うのだろうかということも出てくるかと思えますので、そのような影響の分析を行っていただきたいということ。さらに、そのようなことを踏まえて、必要があれば、将来にまた調査計画の見直しといったこともしていただきたいということで、このあたりの方法の変更についてもよく把握していただきたいということですね。

3点目が、集計事項についてですが、基本的には、かなり全国規模の集計をベースにしたものに今回なるわけですが、先ほど、宇南山臨時委員からの御指摘もあったとおり、地域差はないのだろうかという観点もありますので、そのようなものについて、今後のニーズがあるかどうかということは見えていただくとともに、また地域差が大きいのかどうかということも分析などもしていただきながら、そのような集計事項を今後拡充していくことは必要ないかということを検討していただけたらということですね。そのようなことを入れたらどうかということですね。

以上3点、標本設計の関係、それから影響の分析、それから集計事項のあり方ということですが、その3つを課題として入れさせていただこうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと口頭ばかりだったので分かりにくいかと思えますので、またこのあたりはちょっと事務局とも相談して、案文を作りまして、書面審議という形で御相談させていただきたいと思えます。

ということで、これで全体の審議はほぼ終わりということになりますが、何か特段この段階で御発言等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうは言いながらも、繰り返し申し上げますが、昨年発生した毎月勤労統計の問題の翌年の最初の審議みたいな格好になっているのがこの調査ということですね。この調査はたまたま大きな調査方法の変更、設計の変更が行われているということになります。そういう意味では、実はトラブルというのは変更されたときに起こりやすいというのが経験則としてすごくあるわけなのです。ですから、そういう意味では、是非、国土交通省の方でも心して、よくこの方法について検証しながら進めていただきたいと思います。特に民間委託に移行されるということでもありますし、それから当然集計プログラムも変わっていくということにもなりますので、いろいろなところでステップごとのチェックが必要になると思います。そして、この業務は、厚生労働省の例を出すまでもなく、ずっと続く業務ですので、一度ミスがあると、後々尾を引くということが起こりかねないので、そういう意味ではきちんとマニュアルとか記録する資料をしっかりと残していただくというのは大事なことでと思いますので、これはこのような答申などに書く話ではないと思えますけれども、是非、担当の方では

十二分に認識されていることとは思いますが、そのようなことを意識して取り組んでいただけたらと思っております。

ということで、長々と申し上げましたが、これで一応審議はおしまいにさせていただきたいと思えます。

事務局の方から何か連絡事項とかはありますでしょうか。では、お願いいたします。

**○本間総務省政策統括官（統計基準担当）付主査** 先ほど部会長から御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただく部会の審議としては本日で終了いたしまして、後はメールでのやりとりで答申案をまとめてまいります。答申案につきましては、部会長と御相談の上、近日中にお示しいたしますので、御確認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

御確認いただきまして必要な修正をした答申案の最終的な書面決議については、今月の中旬か下旬に行くことを考えておりますので、お含みいただければと存じます。

また、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて照会いたしますので、こちらの方も御確認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは、この産業統計部会の審議は一回ということで無事終わりましたので、御協力ありがとうございました。これで部会を終わります。ありがとうございました。

以上